

就労に関わらず
利用可！

柴田町

子ども誰でも 通園制度



事業内容

子どもの良質な成育環境を整備するとともに多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、お子さんを保育所などの事業所に通わせることができます。

対象となるお子さん

次の1と2の両方に該当するお子さん

1. 生後6ヵ月から満3歳未満であること
2. 保育所等※に在籍していないこと

※保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所（認可外保育施設は除く）

利用時間・料金

○利用時間

お子さん1人月10時間まで

※当月のみ有効。前月及び翌月分等の使用はできません。

○利用料金

お子さん1人1時間当たり300円

※軽減を受けられる場合があります。

主な利用の流れ

①認定申請

子ども家庭課窓口又は電子による申請

②基本情報の登録

総合支援システムにログインし、お子さんの情報等を登録

③初回面談

システム上から初回面談の予約・面談

④利用日予約

システム上から利用日の予約

⑤利用・お支払い

予約日に利用、お支払い

実施事業所など詳しくは
柴田町ホームページを
ご確認ください。



柴田町 子ども誰でも通園制度



【お問い合わせ】

<制度に関すること>

柴田町子ども家庭課

☎ 0224-55-2115

<保育内容等に関すること>

直接、利用希望の施設へ

☎ ホームページをご確認ください

